⑲　契約締結後に配置する技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

③　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

求める経験

ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上が延長500m以上ある道路トンネルの工事（複数の道路トンネルでの延べ延長は施工実績として認めない）

⑳　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

㉑　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ryoichi Gejima, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Kayanuma Tunnel

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 18 July 2017

(5)　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 19 September 2017. (If by registered mail, 4 : 00 P.M. 19 September 2017)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年６月15日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設・更新事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成29年阪神高速公告第15号

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　淀川左岸線（２期）海老江ジャンクション橋梁設計業務（電子入札対象案件）

(3)　業務内容　本業務は、阪神高速２号淀川左岸線（２期）海老江ジャンクションの橋梁工事のための概略設計または詳細設計による工事発注用資料を作成するものである。

(4)　履行期間　契約締結日の翌日から平成31年１月31日まで

(5)　本業務は、あらかじめ指定する技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式の対象業務である。

(6)　本業務は、原則として、入札及び資料の提出を電子入札で行う対象業務であり、当社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。（参加表明書は持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るもの）により提出するものとする。）なお、例外的に電子入札により難い者は、同基準に基づき、発注者の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札は郵送による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2　選定されるために必要な要件

(1)　本競争は、単体企業又は設計共同体によるものとする。

①　単体企業又は設計共同体の構成員は(2)に掲げる資格を満たすこと。

②　本業務における配置予定の管理技術者・照査技術者・各担当技術者の技術者資格、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（入札説明書参照）

(2)　単体企業又は設計共同体の構成員に要求される資格

①　当社契約規則第６条の規定に該当しない者であること。

②　開札時に当社における平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札時までの期間に、当社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑤　参加表明書の提出期限の日から開札時までの期間に、当社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(3)　入札参加者を選定するための基準　当社契約規則第23条に定める指名基準による。なお、同条第６号の「指名競争入札に係る工事の施行又は建設コンサルタント業務等の実施についての技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種・類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の実績及び手持ち業務の状況等を勘案するものとする。

3　総合評価に関する事項

(1)　総合評価落札方式の仕組み　本業務の総合評価落札方式は、技術評価点（配置予定技術者の資格、同種・類似業務の実績と評価、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等入札説明書に記載する評価項目に応じて付与する点数）に価格評価点（入札価格を一定のルールに沿って点数化したもの）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。